

3. 風水害対策計画編

(案)

目 次

第 1 章 災害予防計画

第 1 節	防災組織の整備	1
第 2 節	水 政	1
第 3 節	土砂災害予防	4
第 4 節	交通計画	5
第 5 節	文 教	6
第 6 節	農地農業	7
第 7 節	情報通信設備等の整備	8
第 8 節	気象業務整備	9
第 9 節	災害用資機材及び食料等の整備	10
第10節	防災組織等の活動体制整備	10
第11節	防災知識の普及	10
第12節	防災訓練	11
第13節	要配慮者の安全確保	11

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節	組 織	13
第 2 節	動 員	18
第 3 節	通信手段の確保	19
第 4 節	気象情報等	19
第 5 節	災害情報の収集・伝達	21
第 6 節	広 報	21
第 7 節	消火活動・救出・救助活動	21
第 8 節	水防活動	22
第 9 節	土砂災害対策	23
第10節	相互応援協力要請	25
第11節	自衛隊の災害派遣要請	25
第12節	避 難	26
第13節	緊急輸送	30
第14節	農地農業対策	30
第15節	応急医療	31
第16節	応急教育	31
第17節	ボランティア活動の支援	31
第18節	生活救援物資の供給	31
第19節	要配慮者の安全確保	32
第20節	災害救助法の適用	32
第21節	土木施設の応急復旧	32
第22節	ライフライン施設の応急復旧	33
第23節	建築物の応急復旧	33
第24節	清掃・防疫・障害物の除去	33
第25節	行方不明者等の搜索	34

第3章	災害復旧・復興計画	
第1節	義援金品の募集及び配分	35
第2節	災害弔意金等の支給及び災害援護資金等の貸付	35
第3節	租税及び公共料金等の特例措置	36
第4節	雇用対策	36
第5節	住宅建設の促進	36
第6節	被災者生活再建支援法の適用	37
第7節	被災施設の復旧	37
第8節	激甚災害の指定	38
第9節	復興計画の作成	38

第1章 災害予防計画

この計画は、災害の発生を未然に防止するため、平常時からこれに対処し災害予防を推進することについての計画である。

なお、この計画に記載のない事項については地震災害対策計画編に準じるとともに、地震災害対策計画編に準じる事項については、特に風水害（洪水、土砂災害等）に配慮した内容となるよう、適宜読み替えるものとする。

第1節 防災組織の整備

1 防災組織

地震災害対策計画編 第1章第1節第1「防災組織の整備」に準じる。

2 茨城町水防協議会

水防法に基づき、茨城町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査するための茨城町水防協議会を設置する。

3 防災関係機関

地震災害対策計画編 第1章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

第2節 水政

【本部班、道路建設班、下水道班、消防部】

平常時から河川等の維持補修を行い、水害に対処するものである。現在は、水系を一貫として治水計画等がたてられ、順次実施されているが、近年の災害の激甚化に対応するため、引き続き排水路や排水機場等の整備及び中小河川の改修を重点的に促進し、町域内を水害から守る。

また、ハザードマップの作成・配布等により、平常時から地域住民に対し浸水想定区域等の情報提供を行うとともに、災害時における避難情報の発令基準及び誘導計画等を明確化し、避難誘導體制の整備を図るものとする。

1 整備方針

水災害の防止を図るため、浸水想定区域の指定等を踏まえ、排水路の整備や排水機場の機能向上等の対策を実施していく。

また、準用河川の整備に努め、涸沼川、涸沼前川等の一級河川の改修については関係機関に対して事業の整備促進を要望していく。

・排水機場 小鶴排水機場、小堤排水機場

2 河川の現況

町を流れる一級河川及び準用河川の概況は次のとおりである。

<一級河川>

河川名	町域内の延長	河川管理者	指定年月日
酒沼川（酒沼含む）	20.00km	県知事	S 41. 4. 1
酒沼前川	8.00km	〃	S 40. 4. 1
寛政川	3.73km	〃	S 40. 4. 1
若宮川	3.95km	〃	S 51. 4. 10
後谷川	0.91km	〃	S 44. 4. 1
巴川	3.40km	〃	S 40. 4. 1
枝折川	1.09km	〃	S 40. 4. 1

<準用河川（町管理）>

河川名	町域内の延長	流域面積	河川管理者	指定年月日
寛政川	4.53km	9.3km ²	茨城町長	S 49. 3. 30
若宮川	0.73km	2.1km ²	〃	〃
後谷川	1.90km	1.5km ²	〃	〃
渋川	5.50km	7.3km ²	〃	〃
小橋川	2.90km	2.0km ²	〃	〃
逆川	4.00km	7.3km ²	〃	〃
桜川	3.15km	3.5km ²	〃	〃
才川	2.30km	4.5km ²	〃	〃
黒川	2.95km	3.9km ²	〃	〃
赤穂川	1.80km	1.5km ²	〃	〃

3 重要水防区域

町内河川の重要水防区域については、「茨城町水防計画」で定める。

4 浸水想定区域

(1) 区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 住民への情報提供

町は、指定された浸水想定区域を示したハザードマップを作成し、住民へ周知する。あわせて、洪水予報等の伝達方法、避難所、避難経路等について、ハザードマップへの掲載等により周知する。

(3) 中小河川

町長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

■資料

- ・資料29 ハザードマップ（土砂災害・洪水）

5 水防用設備、資器材

町長は、毎年1月末日現在の備蓄水防資器材を調査確認し、その結果を様式「水防備蓄資器材の現況報告について」より知事に報告する。

6 避難情報・避難誘導

- (1) 町は、避難情報の発令基準について、国のガイドライン等を参考にするとともに、関係機関の協力を得ながら、具体的な数値等に基づいた発令基準を設定する。また、発令対象区域については、細分化しすぎないようにするなど、住民のわかりやすさに配慮しながら、具体的に設定する。
- (2) 町は、発災時の避難誘導等について、あらかじめ消防本部等と協議するとともに、訓練を行うなど、体制の強化を行う。

第3節 土砂災害予防

【本部班、都市整備班、消防部】

災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう町域内の土砂災害警戒区域を調査把握し、災害発生のおそれがあるときは事前に巡視警戒等を行い、災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために、次の対策を実施する。

1 防災パトロールの実施

土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるために、事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び土砂災害が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査するため防災パトロールを実施する。

なお、実施時期は最も警戒を要する梅雨期及び台風期はもとより、豪雨が予想される時期などの前に適切な措置がとれるよう随時、実施する。

2 土砂災害（特別）警戒区域

(1) 区域の指定

土砂災害（特別）警戒区域は、土砂災害防止法の規定に基づいて県知事が指定する。

(2) 住民への情報提供

町は、土砂災害（特別）警戒区域について、土砂災害ハザードマップを作成し住民へ周知する。あわせて、土砂災害に関する情報や予警報の伝達、避難所や避難経路等について、ハザードマップへの掲載等により周知する。

■資料

- ・資料13 土砂災害警戒区域等指定箇所
- ・資料29 ハザードマップ（土砂災害・洪水）

3 所有者等に対する防災措置の指導

危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し擁壁及びその他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導を実施する。

4 避難情報・避難誘導

(1) 町は、避難情報の発令基準について、国のガイドライン等を参考にするとともに、関係機関の協力を得ながら、気象庁から発表される警報や土砂災害警戒情報等に基づいた具体的な発令基準を設定する。

(2) 町は、発災時の避難誘導等について、あらかじめ消防本部等と協議するとともに、訓練を行うなど、体制の強化を行う。

第4節 交通計画

【道路建設班、地域政策班】

災害に備え、道路及び橋梁の災害予防並びに維持補修を実施するものとする。

1 予防対策

(1) 道路建設上配慮すべき事項

- ア 平面線形は、河川との接近及び湿地、沼等を避ける。
- イ 縦断線形は、平坦地における切土法面はとらず、水田等を通過する場合は洪水による水位増に対し安全な高さをとる。
- ウ 横断勾配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配をとる。
- エ 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し、法面の保護を図る。
- オ 横断排水構造物は、洪水時に十分な排水のできる通水断面とする。
- カ 排水側溝、路面水を処理し速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水が困難な所は暗渠等を施す。
- キ 橋梁については常に橋脚の保護に努める。

(2) 迂回道路の調査

災害時において道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通輸送に支障をきたす場合に対処するため、主要道路に連結する迂回道路をあらかじめ調査・把握し、緊急事態に備える。

(3) 緊急輸送道路の指定

災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬を迅速かつ的確に実施するため、緊急道路の指定、整備を図る。

(4) 路線バス

町域内において運行されている路線バスの防災予防については、防災業務計画に基づき各々の事業者が実施するものとする。

第5節 文教

1 防災教育の実施

地震災害対策計画編 第1章第4節第1「防災教育」に準じる。

2 防災訓練の実施

地震災害対策計画編 第1章第4節第2「防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承」に準じる。

3 防災施設等の整備・充実

地震災害対策計画編 第1章第2節第1「防災まちづくりの推進」に準じる。

4 学校施設等の整備・充実

地震災害対策計画編 第1章第4節第1「防災教育」に準じる。

5 文化財の保護

地震災害対策計画編 第1章第2節第2「建築物の不燃化・耐震化の推進」に準じる。

第6節 農地農業

【農業班】

災害発生の地域性に鑑み、災害から農地及び農作物を保護するため事前にとるべき対策を定め、もって農地及び農作物の被害を未然に防止するものとする。

1 農地計画

農地は、地域環境の保全、水資源の涵養並びに住民に潤いや安らぎをもたらす緑豊かな自然環境の創造に重要な役割を果たすものであるため、都市的土地利用との整合を図りながら、農業用水の確保、基盤整備、農地整備、排水路整備及び土地改良事業の推進等優良農地の保全を図る。

2 農業計画

(1) 防護技術対策

災害から農畜水産物を防護するため、農家に対し事前にとるべき対策を指導し、所要の対策を講じる。

(2) 資機材の確保

ア 防除器具の整備

農家が病虫害防除器具等を整備し、災害時に円滑に使用できるように指導を行う。

イ 薬剤・飼料等

災害に備え薬剤・飼料等が迅速に確保されるよう農業協同組合等に必要量の備蓄を行うように指導する。

(3) 家畜対策

低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を実施し、浸水等の場合を想定して倒壊流失の懸念のある畜舎の補修、家畜避難移動場所の確保を図るよう農家を指導する。

第7節 情報通信設備等の整備

1 情報通信設備の整備

地震災害対策計画編 第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準じる。

2 在宅災害弱者の救護体制の確保

地震災害対策計画編 第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準じる。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

地震災害対策計画編 第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準じる。

第8節 気象業務整備

【本部班】

気象業務を的確に行い災害発生を未然に防止するとともに、災害時における迅速な行動を確保することに努める。

1 気象観測施設の整備

気象観測は各種の災害に対して重要な関連をもっているので、今後これら施設の整備を推進するとともに、必要箇所に観測機器の整備を図る。

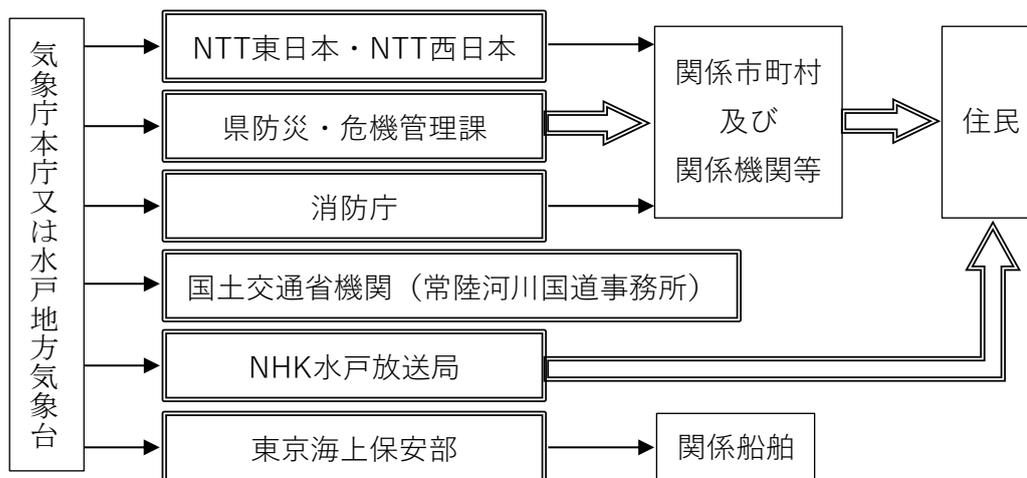
2 気象情報の伝達

水戸地方気象台及び関係機関から気象情報等の連絡があり、又は周囲の状況から災害発生のおそれがあると町長が判断したときは、速やかにその状況を町防災行政用無線及び広報車等を使用し関係機関に通知するとともに、地域住民への周知を行う。

■資料

- ・資料8 茨城町防災行政用無線の整備状況

3 気象情報等通知組織



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

※二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

4 気象注意報及び警報等の種類と発表基準

水戸地方気象台から発表される注意報とは、異常気象により被害が予想されるときに行うもの、警報とは重大な被害が予想される場合に行うもの、特別警報とは警報の発表基準をはるかに超える規模で起きるような甚大な被害の発生が予想される場合に行うもので、発表基準としては、これら被害の一応の目安として設けたものである。

■資料

- ・資料19 注意報・警報の種類と発表基準

第9節 災害用資機材及び食糧等の整備

1 医薬品等の調達

地震災害対策計画編 第1章第3節第3「医療救護活動への備え」に準じる。

2 食糧等の調達

地震災害対策計画編 第1章第3節第4「被災者支援のための備え」に準じる。

3 資機材及び衣料品の調達

地震災害対策計画編 第1章第3節第4「被災者支援のための備え」に準じる。

4 食糧・資機材等の備蓄

地震災害対策計画編 第1章第3節第4「被災者支援のための備え」に準じる。

第10節 防災組織等の活動体制整備

1 自主防災組織の育成・連携

地震災害対策計画編 第1章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

2 事業所防災体制の強化

地震災害対策計画編 第1章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

3 ボランティア組織の育成・連携

地震災害対策計画編 第1章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

第11節 防災知識の普及

1 住民向けの防災教育

地震災害対策計画編 第1章第4節第1「防災教育」に準じる。

2 児童生徒等に対する防災教育

地震災害対策計画編 第1章第4節第1「防災教育」に準じる。

3 防災対策要員に対する防災教育

地震災害対策計画編 第1章第4節第1「防災教育」に準じる。

第12節 防災訓練

1 総合防災訓練

地震災害対策計画編 第1章第4節第2「防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承」に準じる。

2 町及び防災関係機関等が実施する訓練

地震災害対策計画編 第1章第4節第2「防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承」に準じる。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

地震災害対策計画編 第1章第4節第2「防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承」に準じる。

第13節 要配慮者の安全確保

【本部班、福祉班】

1 社会福祉施設等の安全体制確保

地震災害対策計画編 第1章第3節第5「要配慮者安全確保のための備え」に準じる。

2 在宅災害弱者の救護体制の確保

地震災害対策計画編 第1章第3節第5「要配慮者安全確保のための備え」に準じる。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

地震災害対策計画編 第1章第3節第5「要配慮者安全確保のための備え」に準じる。

4 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

浸水想定区域又は土砂災害（特別）警戒区域内に所在する以下の要配慮者利用施設においては、水防法又は土砂災害防止法に基づき、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成するとともに、同計画に基づいた訓練を行うものとする。

町は、これらの施設の管理者等に対する電話、メール等の連絡手段をあらかじめ確保し、災害発生のおそれがある場合には、洪水予報、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達を行うものとする。

施設名	所在地	該当する災害の区域
キッズルームiinuma	上飯沼1176-1	浸水
認定こども園 飯沼こども園	上飯沼1176-1	浸水
ファミリーiinuma	上飯沼1176-1	浸水
グループホーム ほほえみ（2施設）	奥谷2165	浸水

施設名	所在地	該当する 災害の区域
デイサービス ほほえみ	奥谷2165	浸水
ニューライフ三浦 リハビリ児童デイサービス長岡	長岡1765	浸水
社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所カルム	小堤1037-1	浸水
社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会 障害者デイサービス事業所	小堤1037-1	浸水
社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	小堤1037-1	浸水
井出整形外科内科クリニック	小堤1144-1	浸水
いばらき診療所こづる	小鶴127-1	浸水
緒方内科循環器クリニック	長岡3091-2	浸水
ぴっぴいばらき	奥谷107-1	浸水
いばらき中央認定こども園	小堤990	土砂
茨城町立認定こども園 沼前幼稚園	宮ヶ崎1443	土砂
茨城町立認定こども園 長岡幼稚園	長岡3168	土砂
茨城町立長岡小学校	長岡3168	土砂
茨城町立青葉中学校	奥谷862	土砂
障害者支援施設 ひぬま荘（3施設）	下石崎2837-1	土砂
グループホームひぬま	中石崎159-1	土砂
グランドホームとんぼ	中石崎2651-1	土砂
ショートステイとんぼ	中石崎2651-1	土砂
デイサービスとんぼ	中石崎2651-1	土砂
介護老人保健施設レイクヒルひぬま	下石崎2324	土砂

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織

【各班】

町域内にかかる災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合において、災害対策を実施するための組織に関することを定める。

1 防災体制概要

町域内における災害対策を実施するための組織として、町防災会議がある。また、応急対策を実施するため、町災害対策本部等を設置する。

2 風水害時の非常配備基準

体制区分		基準	警戒レベル	災害対策本部等設置など
警戒体制	第1次	①台風の接近が予想される時。 ②早期注意情報で警報級の可能性が「高」のとき。 ③洪水注意報、暴風警報が発表されたとき。 ④氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。 ⑤その他、総務部長が特に必要と認めたとき。	警戒レベル 2	準備本部を設置する
	第2次	①大雨・洪水注意報が発表されており、警報に切り替わる可能性が高いとき。 ②避難判断水位を越えるおそれがあるとき。 ③局地災害が発生したとき。 ④その他、副町長が特に必要と認めたとき。	警戒レベル 2～3	災害警戒本部を設置する。 (役場大会議室)
非常体制	第1次	①避難判断水位を越え、引き続き水位の上昇が予想される時。 ②大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）、洪水警報のいずれかが発表され、危険度分布で警戒（赤色）が出現したとき。 ③高齢者等避難を発する時。 ④町内の数箇所の地域に災害が発生した場合。 ⑤その他、町長が特に必要と認めたとき。	警戒レベル 3～4	災害対策本部を設置する。 (役場大会議室)
	第2次	①大規模な災害の発生が予測される時、又は局地的な災害が発生し更に被害が拡大するおそれがあるとき。 ②大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）、洪水警報のいずれかが発表され、危険度分布で非常に危険（うす紫色）が出現したとき。 ③避難指示を発令する時。 ④その他、町長が特に必要と認めたとき。	警戒レベル 4～5	
	第3次	①大規模な災害が発生したとき。 ②大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）、洪水警報のいずれかが発表され、危険度分布で極めて危険（濃い紫色）が出現したとき。 ③緊急安全確保を発令する時。 ④その他、町長が特に必要と認めたとき。		

(1) 準備本部

設置基準	①台風の接近が予想されるとき。 ②早期注意情報で警報級の可能性が「高」のとき。 ③洪水注意報、暴風警報が発表されたとき。 ④氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。 ⑤その他、総務部長が特に必要と認めたとき。		
本部会議	準備本部		
本部長	総務部長		
代決者	本部長が不在かつ連絡不能な場合は、次の者を代決者とする。 総務課長		
本部員	町長公室長 都市建設部長 秘書広聴課長 都市整備課長	保健福祉部長 教育部長 総務課長 下水道課長	生活経済部長 消防長 道路建設課長 消防本部警防課長
事務局	総務課		
対応及び担当課	・気象情報等の収集 (総務課) ・河川、涸沼の巡視警戒 (消防本部・消防団) ・資機材の点検・整備 (消防本部・消防団) ・倒木、通行止めの準備・対応 (道路建設課) ・急傾斜地パトロールの準備・巡回 (都市整備課) ・排水ポンプ場等の準備・対応 (下水道課) ・町HP等による住民への情報発信 (秘書広聴課)		
廃止基準	・災害警戒本部を設置したとき。 ・災害の発生するおそれがないと認められるとき。		

(2) 茨城町災害警戒本部

茨城町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）は町域内にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、茨城町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するまで又は設置するまでに至らないと認められる場合において、副町長を本部長とし、災害情報の収集及び応急対策等の実施を任務とする機関である。

設置基準	①大雨・洪水注意報が発表されており、警報に切り替わる可能性が高いとき。 ②避難判断水位を越えるおそれがあるとき。 ③局地災害が発生したとき。 ④その他、副町長が特に必要と認めたとき。
本部会議	・災害警戒本部に災害警戒本部会議を置く。 ・災害警戒本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。 ・災害警戒本部会議は、本部長が必要と認めたとき招集し、議長となる。
本部長	副町長
副本部長	総務部長
代決者	本部長が不在かつ連絡不能な場合は、次の順により代決者とする。 (第1) 総務部長 (第2) 総務課長

本部員	教育長 生活経済部長 消防長 町長公室長 都市建設部長 消防団長 保健福祉部長 教育部長
本部連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に本部連絡員を置き、次の事務を担当させるものとする。 <li style="padding-left: 20px;">ア 本部長指令及び本部会議決定事項の所属部内への伝達又は連絡に関すること。 <li style="padding-left: 20px;">イ 所属部内の情報の収集・整理、被害状況の把握、応急対策状況等の報告及び部内各班の連絡調整に関すること。 ・本部連絡員は各部ごとに部長が指名した者とする。
事務局	総務課
配備内容	局地災害に直ちに対処できる体制。災害の発生を防御するための措置を強化し、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする体制。 <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集 (総務課) ・河川、溜沼の警戒 (消防本部・消防団) ・倒木、通行止めの対応 (道路建設課) ・急傾斜地パトロールの巡回 (都市整備課) ・町HP等による住民への情報発信 (秘書広聴課) ・避難所準備、開設 (保険課・学校教育課・生涯学習課・各課)
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、管理、伝達及び広報に関すること。 ・災害応急対策の実施及び調整に関すること。 ・重大な災害が予想される場合、災害対策本部設置の検討に関すること。 ・災害警戒本部の廃止に関すること。 ・住民への情報提供に関すること。 ・避難所準備、開設に関すること。 ・その他災害対策に関すること。 ※状況により、関係課以外の職員動員を求める。
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が設置されたとき。 ・予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるとき、本部長は町長に報告し、その指示により災害警戒本部を廃止する。

(3) 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法、茨城町災害対策本部条例（昭和39年条例第267号）に基づき、町域内にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において町長が設置する機関で、町長を本部長とし、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ①避難判断水位を越え、引き続き水位の上昇が予想されるとき。 ②大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）、洪水警報のいずれかが発表され、危険度分布で警戒（赤色）が出現したとき。 ③高齢者等避難を発するとき。 ④町内の数箇所の地域に災害が発生した場合。 ⑤その他、町長が特に必要と認めたとき。 									
本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本部に災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。 ・本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 ・本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。 ・本部員は、災害情報、被害情報及び災害応急対策の状況その他必要な事項について随時、本部会議に報告する。 ・本部会議は、本部長が必要の都度招集し、議長となる。 ・本部長は、必要により防災関係機関等の代表者の参画を要請する。 ・本部会議決定事項のうち職員に周知を要すると認めたものについて本部員は、速やかにその徹底を図る。 									
本部長	町長									
副本部長	副町長、総務部長									
代決者	本部長が不在かつ連絡不能な場合は、次の順により代決者とする。 （第1）副町長（第2）総務部長									
本部員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">教育長</td> <td style="width: 33%;">町長公室長</td> <td style="width: 33%;">保健福祉部長</td> </tr> <tr> <td>生活経済部長</td> <td>都市建設部長</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td>消防団長</td> <td></td> </tr> </table>	教育長	町長公室長	保健福祉部長	生活経済部長	都市建設部長	教育部長	消防長	消防団長	
教育長	町長公室長	保健福祉部長								
生活経済部長	都市建設部長	教育部長								
消防長	消防団長									
本部連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に本部連絡員を置き、次の事務を担当させるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 本部長指令及び本部会議決定事項の所属部内への伝達又は連絡に関すること。 イ 所属部内の情報の収集・整理・被害状況の把握、応急対策状況等の報告及び部内各班の連絡調整に関すること。 ・本部連絡員は各部ごとに部長が指名した者とする。 									
事務局	総務課									
配備内容	<ul style="list-style-type: none"> （第1次）数箇所の地域についての災害に直ちに対処できる体制。 （第2次）災害に直ちに対処できる体制とし、災害応急対策及び復旧対策活動が遂行できる体制。 （第3次）本部の総力をもって災害応急対策及び復旧対策活動が遂行できる体制。 									
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の配備体制に関すること。 ・本部の廃止に関すること。 ・災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・避難情報の発令に関すること。 ・茨城県及び関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。 ・隣接市町村との相互応援に関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・災害救助法の適用要請に関すること。 									

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報提供に関する事。 ・避難所開設・運営に関する事。 ・その他、災害対策に関する事。
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ①災害応急対策が概ね完了した場合 ②その他、町長が必要なしと認めた場合
設置及び廃止の通知	災害対策本部を設置又は廃止したときは、速やかに知事及び防災関係機関に通知する。

(4) 現地災害対策本部の設置

地震災害対策計画編 第2章第1節第1「災害警戒本部・災害対策本部」に準じる。

(5) 本部の設置場所

地震災害対策計画編 第2章第1節第1「災害警戒本部・災害対策本部」に準じる。

(6) 事務分掌

地震災害対策計画編 第2章第1節第1「災害警戒本部・災害対策本部」に準じる。

第2節 動員

【各班】

災害応急対策活動に対し必要な人員を動員し、災害応急対策活動を円滑に実施するため次のとおり定める。

1 職員の動員・配備

地震災害対策計画編 第2章第1節第2「職員の参集・動員」に準じる。

各部長は、あらかじめ配備体制の区分に応じた配備人員数を定めておくものとする。

2 配備体制の決定

(1) 警戒体制の決定

ア 第1次警戒体制の決定

気象情報及び被害情報等に基づき総務部長が決定する。

イ 第2次警戒体制の決定

気象情報及び被害情報等に基づき総務部長の報告のもとに、副町長が状況を判断し決定する。

(2) 非常体制の決定

副町長の報告をもとに、町長が状況を判断し決定する。

ただし、緊急を要し、町長が不在又は連絡不能の場合は、副町長、総務部長の順でその権限を代行する。

3 動員方法

地震災害対策計画編 第2章第1節第2「職員の参集・動員」に準じる。

4 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、放送機関等による災害情報を収集し災害の状況を把握するとともに、動員基準に該当する場合は、動員命令を待たずに自主登庁するよう努める。なお、あらかじめ定められた防災関係職員は、原則として速やかに参集する。

5 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できないときは、その旨を所属長に報告し、指示を受けるものとする。

6 動員状況報告

地震災害対策計画編 第2章第1節第2「職員の参集・動員」に準じる。

7 応急及び協力要請

地震災害対策計画編 第2章第1節第2「職員の参集・動員」に準じる。

第3節 通信手段の確保

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における情報の収集・伝達及び被害状況等の報告並びに災害応急対策等の実施状況についての通信連絡を迅速、的確に行う。

1 公衆電気通信設備の利用

地震災害対策計画編 第2章第2節第1「通信手段の確保」に準じる。

2 専用通信設備の利用

地震災害対策計画編 第2章第2節第1「通信手段の確保」に準じる。

3 公衆電気通信設備が利用できない場合

地震災害対策計画編 第2章第2節第1「通信手段の確保」に準じる。

第4節 気象情報等

【本部班】

気象及び水防に関する注意報、警報、特別警報及び情報の伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施する。

1 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象情報、警報等の種類

情報源	情報の種類	情報の内容
気象台	特別警報・警報・注意報・早期注意情報	大雨や暴風等による災害の発生が予想される場合に発表される情報
	危険度分布	大雨警報等が発表されたときに、危険度が高いと予想される区域
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼び掛け、警報や注意報の内容を補完
	台風情報	台風の実況と予報
	指定河川洪水予報	あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示し、洪水を予報
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報
	降水ナウキャスト	1時間先までの5分毎の降水の強さを1km四方の細かさで予報
	降水短時間予報	15時間先までの各1時間降水量の予報
県	水位	河川の水位の状況（高橋、長岡橋、下石崎）
	雨量	地上観測雨量の実況（役場、潤沼）
国	水防警報	河川水位の状況により、必要な水防活動のレベルを警告
	水位	河川の水位の状況（水府橋）

(2) 気象情報等の伝達

町長は、県等から通報をうけた情報を速やかに判断し、必要とする場合は住民等に対し町防災行政無線等を使用して伝達する。

(3) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）関係

水戸地方気象台からNTT東日本に通報された警報は、NTT東日本の通信システムにより町に伝達される。この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

〈特別警報の種類〉

- ・暴風特別警報
- ・大雨特別警報
- ・波浪特別警報
- ・高潮特別警報
- ・暴風雪特別警報
- ・大雪特別警報

〈警報の種類〉

- ・暴風警報
- ・波浪警報
- ・暴風雪警報
- ・洪水警報
- ・大雨警報
- ・高潮警報
- ・大雪警報

(4) 日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。

2 異常現象発見者の通報義務

地震災害対策計画編 第2章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

第5節 災害情報の収集・伝達

1 災害情報の収集・伝達

地震災害対策計画編 第2章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

2 被害情報・措置情報の調査・報告

地震災害対策計画編 第2章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

第6節 広 報

1 広報活動

地震災害対策計画編 第2章第2節第3「災害情報の広報」に準じる。

第7節 消火活動・救出・救助活動

活動体制の整備、危険区域の調査、応急協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定めることによって、災害時における消防活動を円滑、適切に実施する。

1 消防活動

地震災害対策計画編 第2章第4節第3「消火活動、救助・救急活動、水防活動」に準じる。

2 救助・救急活動

地震災害対策計画編 第2章第4節第3「消火活動、救助・救急活動、水防活動」に準じる。

第 8 節 水防活動

【消防部】

当町は、水防法第 4 条に基づき、茨城県から水防管理団体に指定されていることから、当町が水防管理団体として行う水防活動等に関し、水防法第 33 条に基づき、茨城県水防計画に応じた茨城県水防計画を定めるものとする。

第9節 土砂災害対策

【本部班、都市整備班】

降雨等により土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握するとともに必要な体制を確立し、関係機関と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

(1) 情報の収集

土砂災害の被害を最小限度にとどめるため、雨量情報、県及び水戸気象台から発表される土砂災害警戒情報並びに住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報収集を行う。

(2) 住民等への伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害の発生が予想される場合は、住民等に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。

特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。伝達方法等は、震災計画第2章第2節第3「災害情報の広報」に準ずる。

2 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域

町内の土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、資料13「土砂災害警戒区域等指定箇所」のとおり。

3 警戒監視

(1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は地域で土砂災害の兆候が認められる等の実態が把握された場合は、警戒監視体制を強化する。

(2) 土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努める。

(3) 土砂災害発生後は、特に二次災害の発生に対処するため、降雨地の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

4 避難情報の発令

町長は、土砂災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、住民等に対し避難情報の発令を行う。

避難のための立退きを指示、又は立退き先を指示したとき、並びに避難の必要がなくなったときはその旨を県知事に報告する。

5 土砂災害の防止措置

降雨継続等によりがけ崩れ等が発生し、又は発生しようとしているときは、がけ崩れ等危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等による応急的な防止措置を講じる。

6 警戒区域の設定

地震災害対策計画編 第2章第4節第1「避難情報の発令・誘導」に準じる。

7 応援要請

地震災害対策計画編 第2章第3節「応援・派遣」に準じる。

第10節 相互応援協力要請

1 応援要請の実施

地震災害対策計画編 第2章第3節第2「応援要請・受け入れ体制の確保」に準じる。

2 応援受け入れ体制の確保

地震災害対策計画編 第2章第3節第2「応援要請・受け入れ体制の確保」に準じる。

3 消防機関の応援要請、受け入れ体制の確保

地震災害対策計画編 第2章第3節第2「応援要請・受け入れ体制の確保」に準じる。

第11節 自衛隊の災害派遣要請

1 自衛隊に対する災害派遣要請

地震災害対策計画編 第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準じる。

2 自衛隊の判断による災害派遣

地震災害対策計画編 第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準じる。

3 自衛隊受け入れ体制の確立

地震災害対策計画編 第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準じる。

第12節 避 難

【本部班】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険地域（浸水害、土砂災害）にいる住民等に対し避難情報の発令を行い、安全な地域に避難させ、必要に応じて避難施設に収容し、人命の保護その他災害の拡大防止を図る。

1 事前避難

災害時に事前避難を必要とする地域は、あらかじめ関係機関（水戸警察署）と協議して定めておき、その地域の住民等に対しては、指定緊急避難場所及び避難方法等を周知徹底するとともに、災害時には指定避難所等に積極的に自主避難するよう周知を図る。

2 避難情報の発令

災害が発生し又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護、その他災害の拡大防止等、特に必要があると認められるときは、危険地域にいる住民等に対し避難のための必要な立退きの指示を行う。

（1）実施責任者

地震災害対策計画編 第2章第4節第1「避難情報の発令・誘導」に準じる。

（2）避難情報の発令基準

河川の氾濫による被害が予想される区域については、河川水位を指標とし、土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒情報を指標とし判断する。なお、判断にあたっては、町内の水位・雨量のほか、上流部の雨量、河口部の潮位、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等も参考として、総合的かつ迅速に行う。

避難情報と警戒レベル

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難指示等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
レベル 1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報			
レベル 2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意・黄色）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意・黄色）
レベル 3	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒・赤色）	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒・赤色）
レベル 4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険・うす紫色）	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（非常に危険・うす紫色）
レベル 5	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保 ※必ず発令されるものではない	・氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害）	・大雨特別警報（土砂災害）

避難情報の意味と判断の目安

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
レベル3	高齢者等避難	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難所等への避難行動を開始する。（避難支援者は、支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の確認等、避難準備を開始。	【河川水位】 ・水位周知河川の涸沼川、高橋水位観測所の水位が避難判断水位（4.24m）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれるとき。 ・洪水予報河川的那珂川、水府橋水位観測所の水位が避難判断水位（5.40m）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれるとき。 【土砂災害警戒区域】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ危険度分布で警戒（赤色）が出現した場合。
レベル4	避難指示	○通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○避難未完了の対象住民は、直ちに安全な場所への避難行動に移る。 ○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【河川水位】 ・水位周知河川の涸沼川、高橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.71m）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれるとき。 ・洪水予報河川的那珂川、水府橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.80m）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれるとき。 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ危険度分布で非常に危険（うす紫色）が出現した場合。 ・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合。
レベル5	緊急安全確保	※必ず発令される情報ではない ○前兆現象の発生や、現有の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況	○命の危険 直ちに安全確保！ ○指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	【災害共通】 ・災害が発生したとき。 【河川水位】 ・水位周知河川の涸沼川、高橋水位観測所の水位が計画高水位（5.29m）に到達したとき。 ・洪水予報河川的那珂川、水府橋水位観測所の水位が計画高水位（8.36m）に到達したとき。 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ危険度分布で極めて危険（濃い紫色）が出現した場合。

(3) 避難情報の内容及び周知は、地震災害対策計画編 第2章第4節第1「避難情報の発令・誘導」に準じる。

3 警戒区域の設定

地震災害対策計画編 第2章第4節第1「避難情報の発令・誘導」に準じる。

4 避難の誘導

地震災害対策計画編 第2章第4節第1「避難情報の発令・誘導」に準じる。

5 避難所の開設・運営

地震災害対策計画編 第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」に準じる。

第13節 緊急輸送

1 緊急輸送の実施

地震災害対策計画編 第2章第4節第2「緊急輸送」に準じる。

2 緊急輸送道路の確保

地震災害対策計画編 第2章第4節第2「緊急輸送」に準じる。

3 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

地震災害対策計画編 第2章第4節第2「緊急輸送」に準じる。

4 ヘリコプターの受け入れ

地震災害対策計画編 第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準じる。

第14節 農地農業対策

【農業班】

1 農 地

地震災害対策計画編 第2章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

2 農 業

(1) 農作物に対する応急措置

農作物について被害が発生したときは、農業協同組合等農業団体と協力して、被害の実態に即し必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

(2) 家畜に対する応急措置

家畜及び畜舎が被災した場合は、畜産関係団体等の協力を得て、次による応急措置及び防除指導を行い、被害の軽減を図る。

ア 風 害

- ①被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- ②外傷家畜の治療と看護に努める。
- ③事故圧死病傷畜の早期処置により余病の併発を防止する。

イ 水 害

- ①畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る。
- ②乾燥後畜舎内外の消毒を励行する。
- ③家畜防疫員による災害地域家畜の一齐健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当をうける。
- ④栄養回復のため飼料調達並びに供給に努める。
- ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

第15節 応急医療

1 応急医療活動

地震災害対策計画編 第2章第4節第4「応急医療」に準じる。

2 後方支援活動

地震災害対策計画編 第2章第4節第4「応急医療」に準じる。

第16節 応急教育

1 児童生徒園児等の安全確保

地震災害対策計画編 第2章第5節第7「応急教育」に準じる。

2 応急教育

地震災害対策計画編 第2章第5節第7「応急教育」に準じる。

第17節 ボランティア活動の支援

1 一般ボランティア「受け入れ窓口」の設置・運営

地震災害対策計画編 第2章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。

2 ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力

地震災害対策計画編 第2章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。

第18節 生活救援物資の供給

1 食料、生活必需品の供給

地震災害対策計画編 第2章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

2 応急給水の実施

地震災害対策計画編 第2章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

第19節 要配慮者の安全確保

- 1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策
地震災害対策計画編 第2章第5節第6「要配慮者の安全確保」に準じる。
- 2 在宅災害弱者に対する安全確保対策
地震災害対策計画編 第2章第5節第6「要配慮者の安全確保」に準じる。
- 3 外国人に対する安全確保対策
地震災害対策計画編 第2章第5節第6「要配慮者の安全確保」に準じる。

第20節 災害救助法の適用

- 1 被害状況の把握及び認定
地震災害対策計画編 第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。
- 2 災害救助法の適用基準
地震災害対策計画編 第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。
- 3 救助法の適用手続
地震災害対策計画編 第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。
- 4 救助法による救助
地震災害対策計画編 第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。
- 5 郵政事業にかかる特別取扱い
地震災害対策計画編 第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。

第21節 土木施設の応急復旧

- 1 道路の応急復旧
地震災害対策計画編 第2章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。
- 2 その他土木施設の応急復旧
地震災害対策計画編 第2章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

第22節 ライフライン施設の応急復旧

1 上水道施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

2 下水道施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

3 電力施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

4 電話施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

5 都市ガス施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

第23節 建築物の応急復旧

1 住宅の応急修理

地震災害対策計画編 第2章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

2 応急仮設住宅の建設

地震災害対策計画編 第2章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

第24節 清掃・防疫・障害物の除去

1 清掃

地震災害対策計画編 第2章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」に準じる。

2 し尿処理

地震災害対策計画編 第2章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」に準じる。

3 防疫

地震災害対策計画編 第2章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」に準じる。

4 障害物の除去

地震災害対策計画編 第2章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」に準じる。

第25節 行方不明者等の搜索

1 行方不明者等の搜索

地震災害対策計画編 第2章第7節第5「行方不明者等の搜索」に準じる。

2 遺体の処理

地震災害対策計画編 第2章第7節第5「行方不明者等の搜索」に準じる。

第 3 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 義援金品の募集及び配分

1 義援金品の募集及び配分

地震災害対策計画編 第 3 章第 1 節第 1「義援金品の募集及び配分」に準じる。

第 2 節 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

1 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等の貸付

地震災害対策計画編 第 3 章第 1 節第 2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

2 災害見舞金の支給

地震災害対策計画編 第 3 章第 1 節第 2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

3 生活福祉資金の貸付

地震災害対策計画編 第 3 章第 1 節第 2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

4 母子福祉資金の貸付

地震災害対策計画編 第 3 章第 1 節第 2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

5 農林漁業復旧資金

地震災害対策計画編 第 3 章第 1 節第 2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

6 中小企業復興資金

地震災害対策計画編 第 3 章第 1 節第 2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

7 住宅復興資金

地震災害対策計画編 第 3 章第 1 節第 2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

8 り災証明書の発行

地震災害対策計画編 第 3 章第 1 節第 2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

第3節 租税及び公共料金等の特例措置

1 租税等の特例措置

地震災害対策計画編 第3章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。

2 その他公共料金の特例措置

地震災害対策計画編 第3章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。

第4節 雇用対策

1 離職者への措置

地震災害対策計画編 第3章第1節第4「雇用対策」に準じる。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

地震災害対策計画編 第3章第1節第4「雇用対策」に準じる。

3 被災事業所への措置

地震災害対策計画編 第3章第1節第4「雇用対策」に準じる。

第5節 住宅建設の促進

1 災害公営住宅の建設、既存公営住宅の復旧

地震災害対策計画編 第3章第1節第5「住宅建設の促進」に準じる。

第6節 被災者生活再建支援法の適用

- 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定**
地震災害対策計画編 第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 2 支援法の適用基準**
地震災害対策計画編 第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 3 支援法の適用手続**
地震災害対策計画編 第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 4 支援金の支給額**
地震災害対策計画編 第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 5 支援金支給申請手続**
地震災害対策計画編 第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 6 支援金の支給**
地震災害対策計画編 第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

第7節 被災施設の復旧

- 1 災害復旧事業計画の作成**
地震災害対策計画編 第3章第2節「被災施設の復旧」に準じる。
- 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成**
地震災害対策計画編 第3章第2節「被災施設の復旧」に準じる。
- 3 災害復旧事業の実施**
地震災害対策計画編 第3章第2節「被災施設の復旧」に準じる。
- 4 解体、がれき処理**
地震災害対策計画編 第3章第2節「被災施設の復旧」に準じる。

第 8 節 激甚災害の指定

1 災害調査

地震災害対策計画編 第 3 章第 3 節「激甚災害の指定」に準じる。

第 9 節 復興計画の作成

1 事前復興対策の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 4 節「復興計画の作成」に準じる。

2 災害復興対策本部の設置

地震災害対策計画編 第 3 章第 4 節「復興計画の作成」に準じる。

3 災害復興事業の実施

地震災害対策計画編 第 3 章第 4 節「復興計画の作成」に準じる。